

## 頑張る事業者事業継続支援事業給付金（頑張る事業者応援給付金第3弾）

令和2年11月から令和3年1月までの平均売上が、前年同期間と比較して20%以上、かつ10万円以上、売上が減少している事業者に給付金を支給します。（国の持続化給付金の対象の有無は問いません。）

- 1 支給金額 一事業者あたり15万円（売上が月平均10万円以上20万円未満減少）  
30万円（売上が月平均20万円以上減少30万円未満減少）  
50万円（売上が月平均30万円以上減少）

### 2 交付対象事業者

町内に主たる事務所又は事業拠点を有し、町内に本店所在地を登記している中小企業、小規模事業者または町内に住民票を置く個人事業者

### 3 支給要件（次の(1)と(2)を満たすこと）

- (1) 令和2年11月から令和3年1月までの平均売上が、前年同期間と比較して20%以上、かつ10万円以上、売上が減少しているもの（ただし、国の持続化給付金の対象の有無は問わない。）

※令和元年12月以降に創業している企業・事業者には、特例があります。

令和元年12月以降に創業している場合は、創業月から令和2年10月のうち、連続する3か月の平均売上と令和2年11月から令和3年1月までの平均売上を比較してください。

- (2) 「北海道スタイル」に取り組んでいること

- ① 「北海道スタイル」のチラシを事業所内の見える場所に掲示すること。
- ② 「北海道スタイル」のうち、1つ以上に取り組んでいること。

### 4 提出書類

- (1) 頑張る事業者事業継続支援事業給付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 令和元年分（法人は前事業年度）の確定申告書類
  - ・法人：確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書（両面）の控え
  - ・個人：確定申告書第一表の控え、青色申告の場合は青色申告決算書（両面2枚）の控え、白色申告の場合は収支内訳書（両面）の控え

※確定申告書の控えには、收受日付印が押されていること
- (3) 令和元年11月から令和2年1月までの事業収入額を示した帳簿等
- (4) 令和2年11月から令和3年1月までの事業収入額を示した帳簿等
- (5) 北海道スタイルに取り組んでいることを確認できるもの（写真）
- (6) 振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

※「持続化給付金」、「頑張る事業者応援事業給付金」、「頑張る事業者応援強化給付金」及び「飲食店・ホテル等緊急支援事業」等、その他の国、北海道等の支援給付金を受けている場合は、給付金の収入月に給付金額を売上として計上してください。

【郵送先】〒089-0692 幕別町本町130番地1 幕別町経済部商工観光課

【窓口提出】役場2階商工観光課、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所

### 5 お問い合わせ、申請書請求先

幕別町経済部商工観光課 電話 0155-54-6606 【平日8:45~17:30】

申請書は幕別町ホームページからダウンロードすることができます。

**役場職員をかたる詐欺にご注意ください。**

職員が、訪問し通帳や重要書類をお預かりしたり、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。

